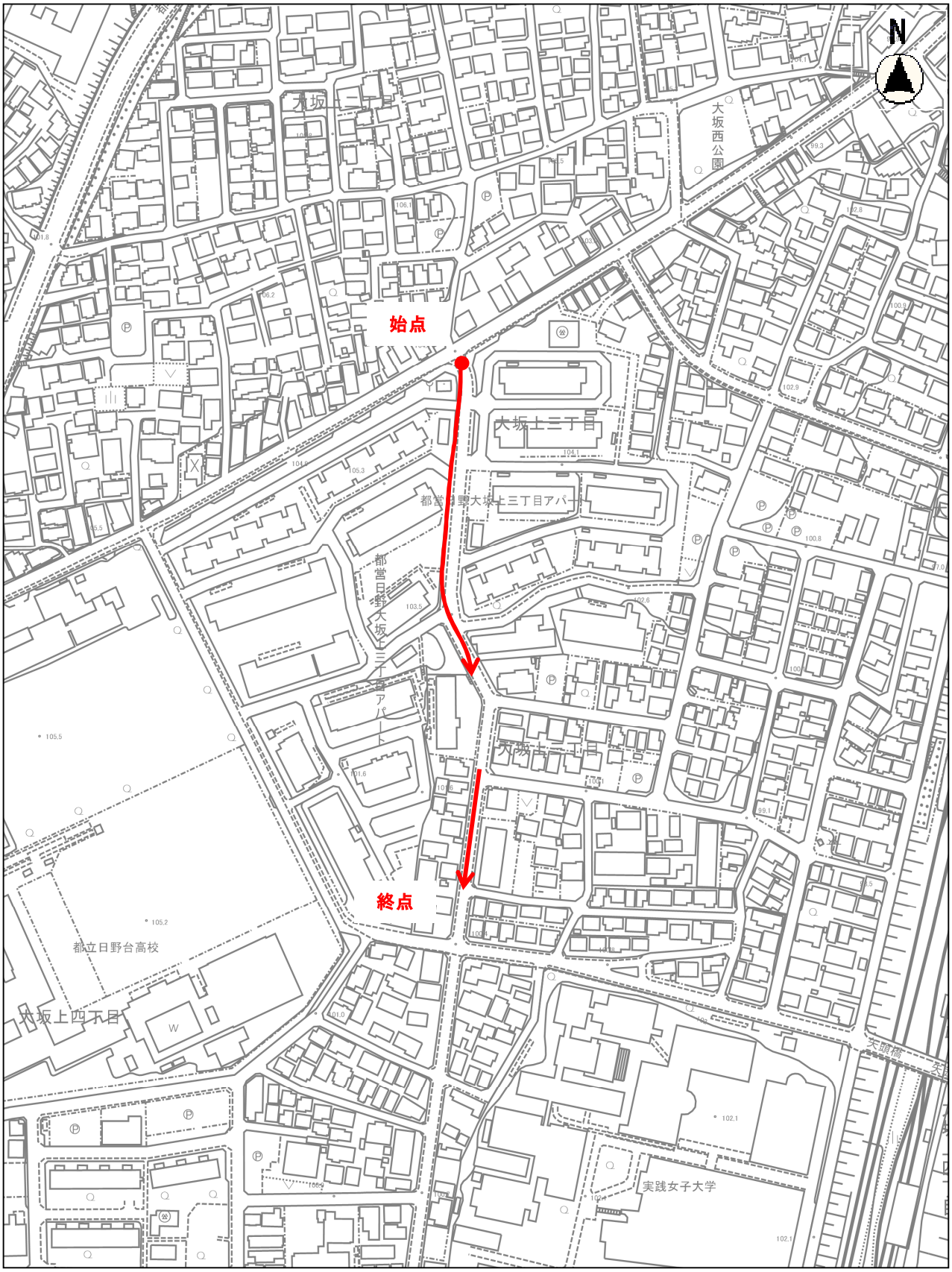
幹線市道Ⅱ-49号線ほか3路線舗装補修工事設計業務委託　業務箇所図

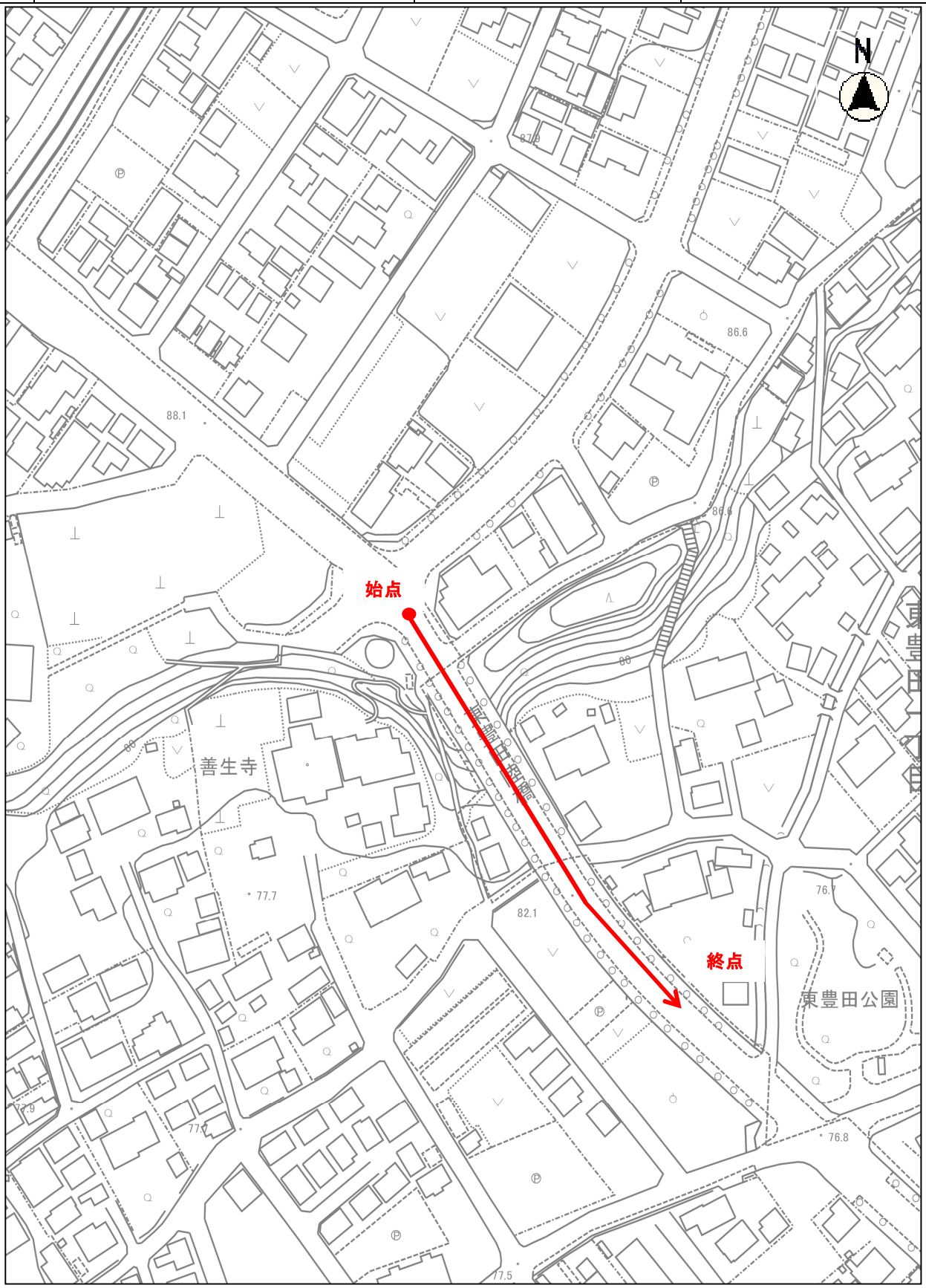
番号	路線名	所在地	延長
1	幹線市道Ⅱ-49号線	大坂上三丁目1番地先～ 大坂上三丁目8番地先間	220m



上記延長は設計延長になります。設計図を作成する際は前後の状況が必要になることから、図面作製は始点及び終点にプラス20m追加します。また、取付道路や交差点がある場合は、原則、取付道路は10m、交差点は全部を図示する必要があります。

幹線市道Ⅱ-49号線ほか3路線舗装補修工事設計業務委託　業務箇所図

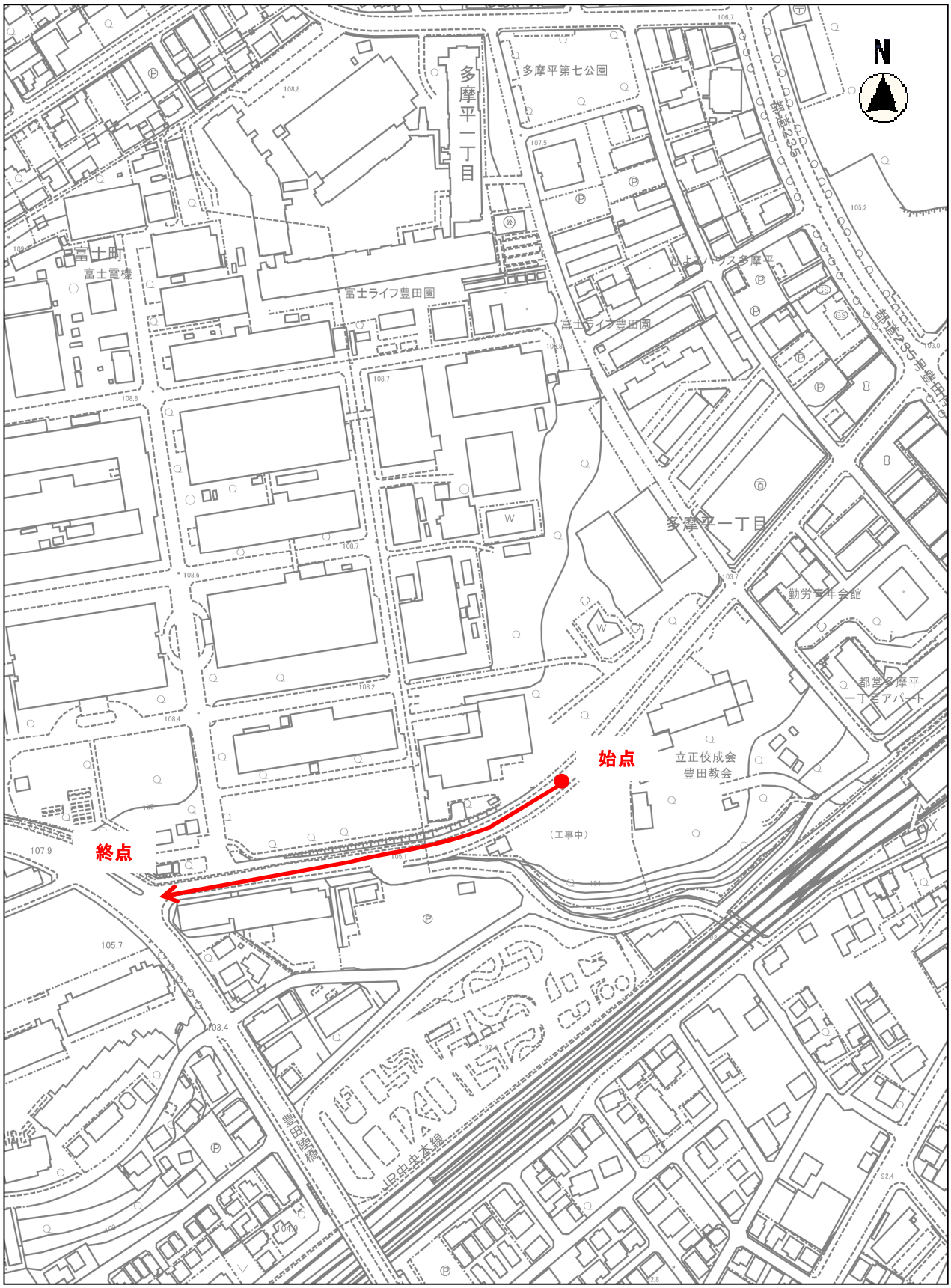
番号	路線名	所在地	延長
2	幹線市道Ⅰ-19号線	東豊田四丁目17番地先～ 東豊田一丁目52番地先間	140m



上記延長は設計延長になります。設計図を作成する際は前後の状況が必要になることから、図面作製は始点及び終点にプラス20m追加します。また、取付道路や交差点がある場合は、原則、取付道路は10m、交差点は全部を図示する必要があります。

幹線市道Ⅱ-49号線ほか3路線舗装補修工事設計業務委託　業務箇所図

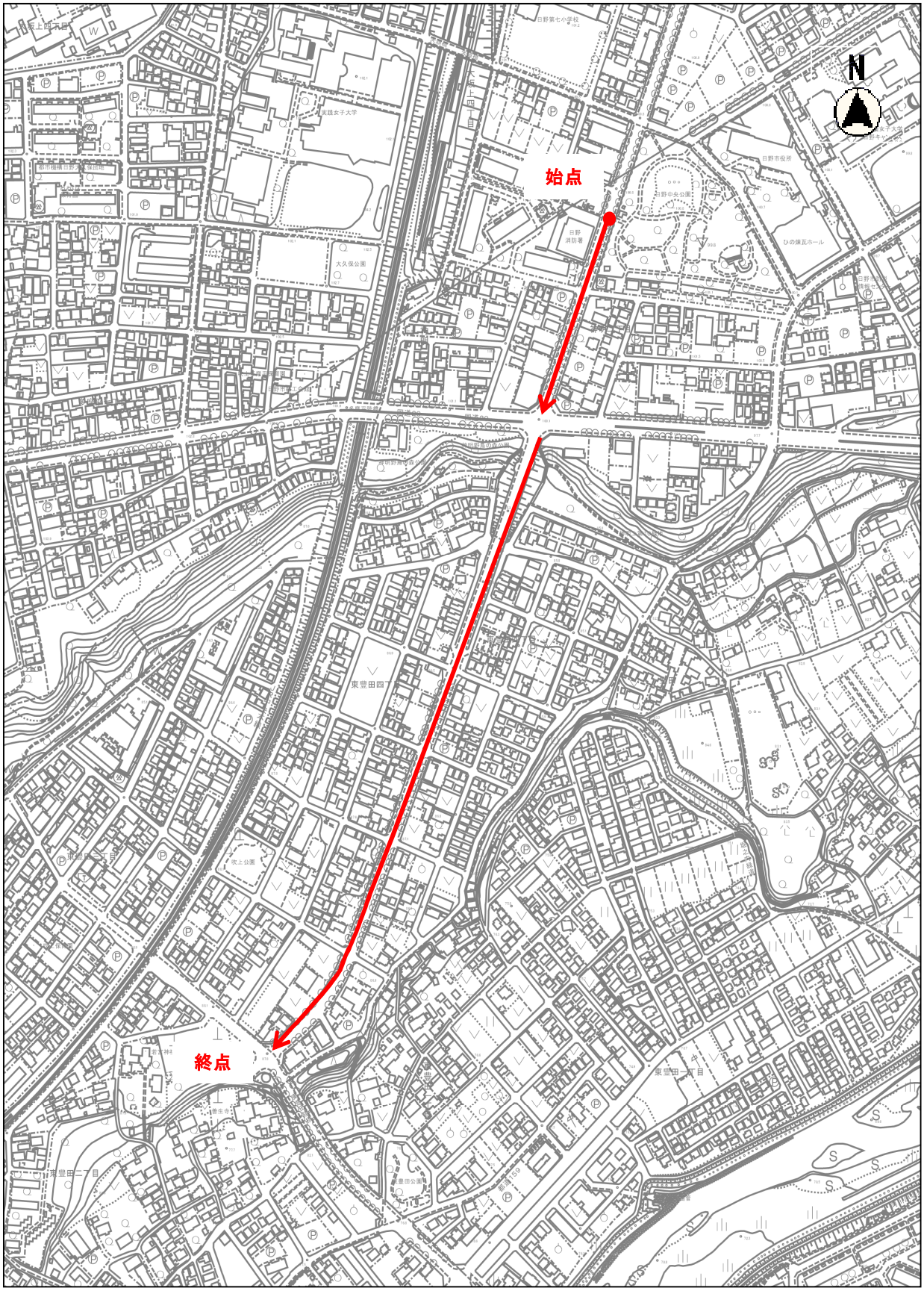
番号	路線名	所在地	延長
3	幹線市道Ⅰ-12号線	多摩平一丁目14番地先～ 旭が丘一丁目3番地先間	267m



上記延長は設計延長になります。設計図を作成する際は前後の状況が必要になることから、図面作製は始点及び終点にプラス20m追加します。また、取付道路や交差点がある場合は、原則、取付道路は10m、交差点は全部を図示する必要があります。

幹線市道Ⅱ-49号線ほか3路線舗装補修工事設計業務委託　業務箇所図

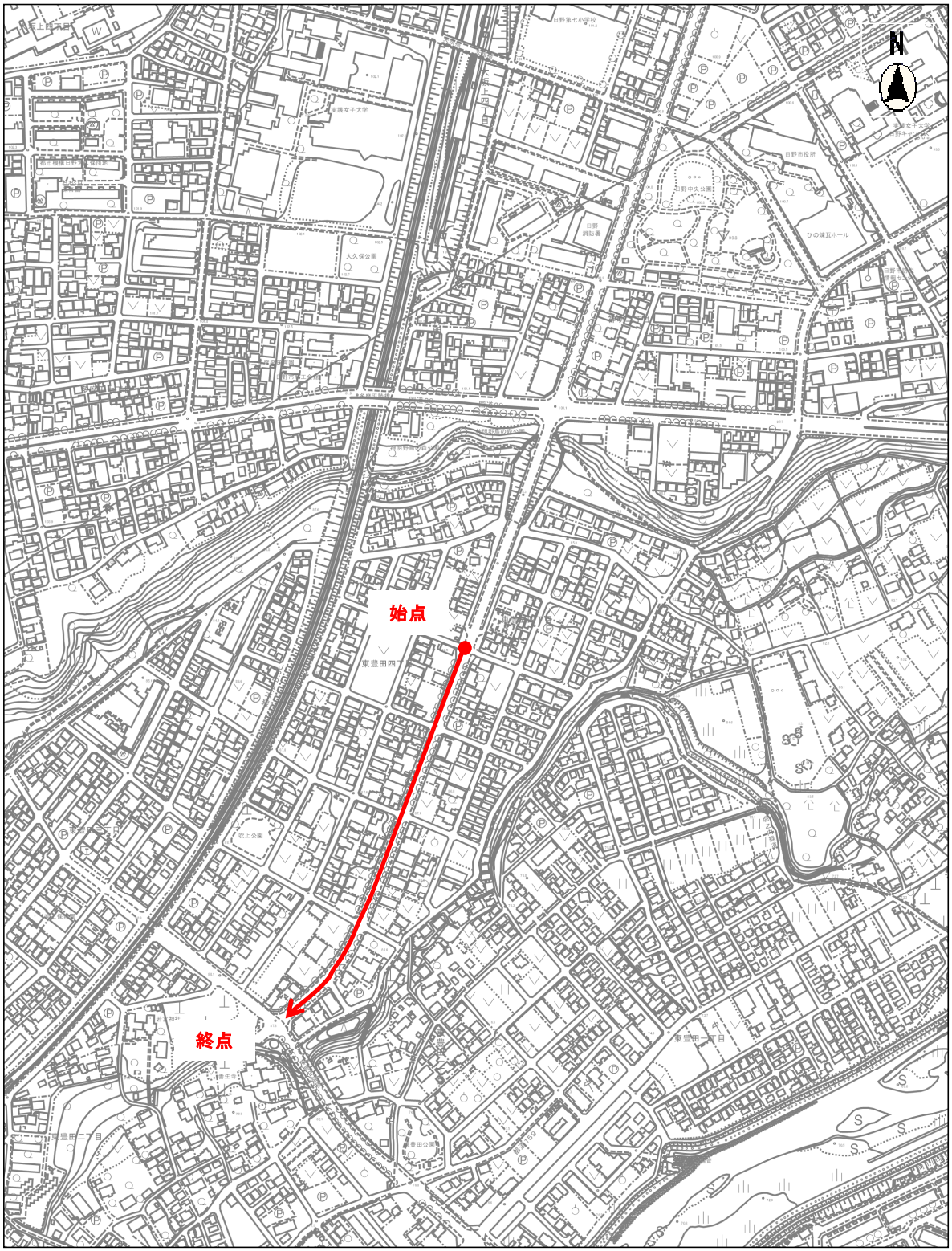
番号	路線名	所在地	延長（車道）
4	幹線市道Ⅰ-9号線（車道）	神明二丁目13番地先間～ 東豊田四丁目18番地先間	940m



上記延長は設計延長になります。設計図を作成する際は前後の状況が必要になることから、図面作製は始点及び終点にプラス20m追加します。また、取付道路や交差点がある場合は、原則、取付道路は10m、交差点は全部を図示する必要があります。

幹線市道Ⅱ-49号線ほか3路線舗装補修工事設計業務委託　業務箇所図

番号	路線名	所在地	延長(両歩道)
5	幹線市道Ⅰ-9号線(両歩道)	東豊田四丁目11番地先～ 東豊田四丁目18番地先間	430m



上記延長は設計延長になります。設計図を作成する際は前後の状況が必要になることから、図面作製は始点及び終点にプラス20m追加します。また、取付道路や交差点がある場合は、原則、取付道路は10m、交差点は全部を図示する必要があります。